

議案第 21 号 特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する
条例提案理由

【町長】

議案第 21 号の提案理由を説明いたします。「特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正する条例」についてですが、社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員の委嘱に伴い、本条例に必要な改正をするために提案するものです。

内容につきましては、教育部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【教育部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 21 号についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、社会教育法に基づき、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う、放課後子ども教室など地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者などのうちから、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱するため改正を行うものです。

それでは、資料 20 の新旧対照表をご覧ください。

別表第 1、職名の項目、「介護保険認定調査員」の次に、「地域学校協働活動推進員」を加えるものです。

恐れ入りますが、議案にお戻りください。

附則です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。